

「使用印鑑届」の取り扱いについて

枚方市と紙書類による契約書を交わす場合には、押印を要することとなっており、契約締結時に使用印鑑届の提示が必要です。また、契約締結に係る押印を要する書類を枚方市に提出する場合にも、使用印鑑届の提示が必要です。

1, 使用印鑑届のダウンロード方法

枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「使用印鑑届」を印刷してください。

2, 使用印鑑届への実印、使用印の押印について

(1)上記で印刷した使用印鑑届の実印欄に、実印を押印してください。

(2)①枚方市と交わす契約書その他の書類に実印を押印する場合、使用印欄にも実印を押印してください。

②枚方市と交わす契約書その他の書類に実印でない印を押印する場合、その印を使用印欄に押印してください。

※ 使用印鑑とは、契約締結等の手続に使用する印鑑のことで、役職名又は氏名が表示されたものに限り（社名のみの印鑑は不可）。

※ 代表者が受任者を設定する場合は、受任者が契約締結等の手続に使用する印鑑を使用印鑑としてください。

3, 使用印鑑届の提示時期

(1)使用印鑑届は、契約書その他の押印した書類を提出し、又は提示する際に、印鑑登録証明書（提示日以前3ヵ月以内に発行されたものに限る。写し可）を添付して提示してください。内容を確認し、返却します。

(2)なお、印鑑登録証明書は、使用印鑑届の「実印照合済欄」に契約検査課の受付印がある場合（2回目以降の提示の場合）は、省略可とします。

4, 使用印鑑届の有効期間

令和11年3月末（使用印鑑が変更となったときはその時）まで有効です。使用印鑑が変更になったときは、改めて使用印鑑届と印鑑登録証明書をご提示ください。